

# 定期健康診断補助金交付規程

## (目 的)

第 1 条 この規程は、法第 82 条及び組合同約第 15 条の規定に基づき、組合の被保険者の健康の保持増進のために行う健康診査事業を円滑、かつ効率的に処理するために、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定期健康診断)

第 2 条 この規程において定期健康診断とは、法で規定する療養の給付の対象外として行われる健康診断のうち、健診費用が 2,000 円以上 10,000 円未満のものをいう。

## (交付対象者)

第 3 条 定期健康診断の補助金交付の対象者は、組合の被保険者とする。ただし、特定健康診査対象者（以下、「特定健診対象者」という。）は除く。

2 年度途中で満 40 歳に達する者は、その年の特定健診対象者となるため、当補助金交付の対象外とする。

3 年度途中で当組合に加入した 40 歳以上 75 歳未満の者は、その年度に限り特定健診対象者とならないため、当補助金交付の対象とする。

4 後期高齢者である組合員は、当補助金交付の対象外とする。

## (補助金の額)

第 4 条 補助金交付の額は 2,000 円とし、1 会計年度 1 回とする。

## (補助金対象健診施設)

第 5 条 補助金交付の対象健診施設（以下「健診施設」という。）は、健診を実施している全ての医療機関または施設とする。

## (申請人)

第 6 条 補助金の申請人は、定期健康診断を受診した者の属する世帯の組合員とする。

2 前項の規定に係わらず、事業主が雇用する組合員及びその家族の健診費用を負担した場合は、事業主が申請人となることができる。

## (申請の方法)

第 7 条 組合所定の定期健康診断補助金交付申請書（様式第 9 号の 2）に必要事項を記入のうえ、領収書（原本）を添付して組合へ提出するものとする。

2 健診を受けた者が複数おり、かつ、領収書の額が複数名を一括したものである場合は、健診を受けた者の氏名・健診日・健診費用が個別に記載されている健診施設が発行した明細書（原本）を併せて添付するものとする。

## (補助金の交付)

第 8 条 組合は、申請書の内容が適正であるか確認した後、補助金の額を決定し、申請人が開設する金融機関口座に振り込むものとする。

(委 任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

(要領の廃止)

2 この規程の施行にともない、定期健康診断補助金交付取扱要領は廃止する。